

京都市営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月19日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第10号

京都市営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

京都市営利企業等の従事制限に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条第1項」の右に「本文」を加える。

第2条中「第38条第1項」及び「同項」の右に「本文」を加える。

第3条中「第38条第1項」の右に「本文」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)